

毎月15日までの会費集  
金にご協力をお願いしま  
す。

# 春日井民商だより

春日井民主商工会発行

TEL 0568-81-1482

FAX 0568-81-9756

http://kasugaiminsyo.st1.jp



## 協力金・支援金で営業と暮らしを守ろう

### 支援金・応援金等の申請期限

#### <月次支援金>

6月分⇒8月31日(火)

7月分⇒9月30日(木)

8月分⇒10月31日(日)

9月分⇒11月30日(火)

※金融機関や商工会議所等での「事前確認」が必要(ただし、「一時支援金」申請時に「事前確認」を済ませた方は不要)です。「事前確認」の締切は申請期限の数日前までとなっています。

#### <応援金>

9月5日(日)

#### <愛知県感染防止対策協力金>

6/21~7/11分⇒9月3日(金)

7/12~8/7分⇒9月30日(木)

8/8~8/31分⇒未定(申請開始前)

止まらない感染拡大で売上も激減  
新型コロナウイルスの感染拡大が深刻化し、愛知県も感染者数が連日千人を超えています。  
中小自営業者の営業と暮らしへの影響も深刻さを増しています。「イベントが軒並み中止となり、昨年以来売上が激減」(露天商)など悲鳴が上がっています。  
国や県の助成金を活用し、営業と暮らしを守ろう  
国や県では、売上が激減した中小自営業者に「月次支援金」「応援金」「感染防止対策協力金」などの制度を設けています。  
すべての事業者が対象となるわけではなく、「感染防止対策協力金」は、時短営業に協力した飲食店のみが対象となります。  
また、「月次支援金」は各月ごとの売上が2019年または2020年と

比較して50%以上減少しておれば申請可能です。また、「応援金」は4~6月の売上が2019年または2020年と比較して30%以上50%未満の減少であれば申請できます(「月次支援金」4~6月分と「応援金」の併願はできません)。  
締切が迫っています 余裕をもって申請しましょう  
「月次支援金」は、4月分・5月分の申請はすでに締め切られています。6月分は8月31日が締切ですが、金融機関や商工会議所等で「事前確認」を受けていることが必要です。これまでに「事前確認」を受けたことのない方で、これから受けようとする、「事前確認」の締切は申請期限よりも数日早いため、申請はできません。  
「応援金」は9月5日が締切です。遅れることのないよう、余裕をもった申請をしましょう。

## 秋の簿記教室 9月16日(木)スタート!



自主記帳・自主申告こそ経営のかなめ  
あなたも一緒に学びませんか?

「事業主なのだから、記帳は人まかせにせず自分でなんとかしたいが、どうしたらいいのかわからない」という方は多いと思います。そうした声にこたえて、春日井民商では9月16日(木)から久しぶりの「簿記教室」を開講します。

自分で記帳するのが当たり前前の時代です  
ぜひ一緒に学びましょう!

国税通則法では、「納税すべき金額が納税者のする申告により確定すること」が定められています。つまり、自分で記帳し、所得の計算をして申告するのが原則です。そのためには、自分の経営は自分で把握する力をつけることが大事です。

「帳面なんてチンプンカンプン」という方にもわかりやすく、楽しく丁寧に教えますので、安心してご参加ください。  
皆さんの参加をお待ちしています!

とき：9月16日(木)~  
毎週木曜14時~16時の予定  
ところ：民商事務所2F  
※この日程が難しいという方は調整しますのでご相談ください。